

## 令和6年度 第2回掛川市入札監視委員会議事概要

開催日時	令和7年3月18日(火) 午前10時00分～午前11時40分
開催場所	掛川市役所 本庁舎5階 第2委員会室
出席委員	委員長 石川 雅大 (弁護士) 委員 鈴木 幸作 (無職) 橋山 鈴代 (無職) 鈴木 克壽 (無職) 山本 未央 (税理士)
説明のため出席した職員	下水道課 3名 農林課 2名 水道課 2名
事務局	総務部長 行政課長 外3名
議 題	入札方式別に係る発注案件の審査 → 別紙1 (抽出案件一覧表) のとおり
委員からの意見・質問等とそれに対する回答	入札方式別に係る発注案件の審査 → 別紙2 (入札方式別工事に係る発注案件の審査) のとおり

## 抽出案件一覧表

No.	件 名	入札方式	担当課
1	掛川市公共下水道事業 御所原地区管渠築造工事	制限付き 一般競争入札 (No. 9)	下水道課
	抽出理由 工事区域の周囲の地盤の安全等を調査しているのかを確認したく抽出した。		
2	掛川市公共下水道事業 野中地区管渠築造工事	制限付き 一般競争入札 (No.14)	下水道課
	抽出理由 工事区域の周囲の地盤の安全等を調査しているのかを確認したく抽出した。		
3	農業用施設災害復旧事業 農道日東7支線災害復旧工事	指名競争入札 (No.19)	農林課
	抽出理由 指名競争入札方式の中で契約金額が一番高額であること、受注者がBランクの業者であるが、予定価格が1億以上のものを受注しており、この業者を指名したことの理由等について検討したく、抽出した。		
4	掛川市公共下水道業 掛川北部中継ポンプ場建設に伴う付帯工事	随意契約 200万円以上 (No. 6)	下水道課
	抽出理由 掛川北部中継ポンプ場建設に伴う付帯工事、ということで、ポンプ場建設の本体工事との関係、繋がりについて、また共同企業体での工事であることの理由等を検討したく抽出した。		
5	一般配水管改良事業 市道橘南8号線配水管布設工事	随意契約 130万円以上 200万円未満 (No.44)	水道課
	抽出理由 今回の該当件数(46件)を担当課別でみると水道課が16件と最も多く、また、工事内訳を見ると配水管布設工事が4件と多かった。それらを比べると予定価格、契約金額等ほぼ同じような数値だったが、本件は契約日から完成日までの日数が他の3件と比べて長く、着目した。		

## 1 御所原地区管渠築造工事

質問	回答
Q 工期が令和7年5月30日までということであるが、現在も施工中なのか？	A そのとおりである。
Q 工事で発生した残土はどのように処分しているのか？	A 処分費を計上しており、残土処分場に運搬するか再利用が可能な土は防潮堤の盛土として活用している。
Q 地盤の安全性は確認しているのか？	A 工事前に試験掘削をして現況地盤の状況や地下水等を確認している。
Q 下水道工事は以前から施工しているが、順次、施工範囲を市内全域に広げていくのか？	A 全体計画のなかで、認可区域を定めて施工している。
Q 管の口径は20cmだが、小さいのではない か	A 流量や流速を計算したうえで管の口径は決定している。市内では、最大1m20cmのものもある。

## 2 野中地区管渠築造工事

質問	回答
上記、御所原地区管渠築造工事と一括にて質疑・回答	

### 3 農道日東7支線災害復旧工事

質問	回答
<p>Q 災害時は、Bランクの業者も指名するのか？</p>	<p>A 通常の土木工事であれば、Aランクの一般競争入札で実施するが、災害工事の場合は、地元業者や災害の緊急性を考慮し、直近下位のランクまで指名し入札している。</p>
<p>Q 残土処分費用が大きなウエイトを占めているが、高すぎはしないか？</p>	<p>A 土質的に水分を多く含んでおり、泥に近い状態のため再利用ができない。また、搬出路も狭く処分場までの距離が長いため、残土処分費用のウエイトが高くなる。</p>
<p>Q 法面に植樹をしている場所も見受けられるが、今回はどうするのか？</p>	<p>A 災害前も草刈り場として使用していたため、同様に整備していく。</p>
<p>Q 災害協定は、各業者と締結しているのか？すべての業者が加入しているのか？</p>	<p>A 掛川・大東・大須賀の建設業組合と締結している。</p>

### 4 掛川北部中継ポンプ場建設に伴う付帯工事

質問	回答
<p>Q 本体工事の発注時に見通しはなかったのか？</p>	<p>A 本体工事は、工事委託をしており工事範囲が決められている。今回の工事は範囲外であったため、別発注となった。</p>
<p>Q 隨意契約理由の密接関係とは？</p>	<p>A 業者間の関係ではなく、本体工事と今回の工事が隣接しており密接な関係ということである。</p>

## 5 市道橘南8号線配水管布設工事

質問	回答
<p>Q 隨意契約理由として、7号とあるが、著しく有利な価格とは？</p>	<p>A 具体的な数値は定められていない。</p>
<p>Q 隨意契約は、迅速出来る利点はあるが、価格の適正や公正性に欠けるような気がする。</p>	<p>A 契約の原則は一般競争入札によるものになっている。一方で入札によることが不利益になる場合等、適切な理由がある場合は随意契約の方式を採用できるものとしている。行政課では公平性・公正性を考慮し、安易に随意契約とすることのないように指導している。</p>